

視覚障害

その研究と情報

No. 192



特集

これで障害者の人権と社会参加が期待できるのか ——「支援費制度」苦情と不満の1年

◎笹川 吉彦

1

●ルポ……………10

ユーザーとしてのクレジットカード検証

点字表示付きNICOSカード ◎芳賀 優子

●先達に学び業績を知る……………18

開拓伝道で活躍した 故・玉田敬次氏 ◎阿佐 博

●盲学校レポート……………28

奈良盲「視覚障害教育相談室」の現状と課題 ◎稲本 正法

●今を走る……………36

世界に翔るキーワードは「ユニバーサル」

——WBU-AP女性委員会委員に選出された

田畑美智子さん ◎大内 進

●ITコラム……………44

IT社会と情報障害 ◎鈴木 義則

●平成16年度視覚障害者大学合格並びに進学状況……………47

2004
May

点字で読み・書き・計算する点字利用者必携の機器

■点字ディスプレイ ブレイルノート ブレイルメモ

触読(読み)と点字入力(書き)のできるKGSの点字ディスプレイ(BN46X、BM16)は、これまでの不便な点字利用環境からの脱却を促進し、点字利用の便利さ、有効性を再認識させ、点字文化をダイナミックに継承発展させる情報管理機器として、多くの点字利用者に普及しています。思考するときに必要な読む(触読)書く(点字入力)ことを支援する編集機能(訂正、書き込み、削除、並べ替え、検索等)がより充実し、計算のための電卓機能、時計、アラーム、カウントダウン・タイマー、ストップウォッチ機能、カレンダー、スケジュール帳機能により日常生活・身の回りの情報管理に、点字利用者必携の機器となりました。さらにパソコンとの接続による点字ディスプレイ機能は、電子メールの送受信(即時に意思伝達)等に欠かせないものとなり、点字情報の有料電子配信(点字毎日、視覚障害(視覚障害者支援総合センター刊)等)に対応しており、点字プリンタに直接接続しての点字印刷もできます。携帯に便利なキャリングケース(別売)もあります。

■ブレイルノート46X (BN46X)

KGSの点字技術を集大成したスマートかつハイエンドな点字ディスプレイ 8点46マス、6MB、着脱式バッテリー



¥449,000 (非課税)

・オプション 外付けのドライブ(CFD-10S)を接続して、編集した文書を外部メディアに保存可能。音声合成装置(カルガボイス)を接続して編集中の文書や操作状態を音声で確認できます。

■ブレイルメモ16 (BM16)

パソコンが不得手でも、簡単に使え、場所も選ばず、使い方自由自在
8点16マス、2MB、バッテリー内蔵
有料電子配信用には
BM16-SEをご指定ください



¥198,000 (非課税)

■ブレイルノート46D (BN46D)

触読専用でパソコン画面情報をリアルタイムに触読 8点46マス



¥349,000 (非課税)

点から面へ！ 点字文化を推進するKGSが提案する新触覚 図形情報を点図の形でリアルタイムに表示

時代は
新触覚へ

■点図ディスプレイ ドットビュー

■ドットビュー Dot View DV-2

32×48ドット、点間2.4mmのファインピッチで構成され、より繊細な点図を表現できる世界最先端の点図ディスプレイ



新製品

¥1,460,000 (税込)

■ドットビュー Dot View DV-1

24×32ドット、
点間3mmピッチ表示部の
標準型点図ディスプレイ



¥680,000 (税込)

パソコン上のあらゆる画面情報を瞬時に表示し、指先から掌で認識活用できる新触覚時代を創造する点図ディスプレイです。「ドットビュー」は、マトリクス状に配置された触知ピンがアップ/ダウンして表示される点図表示部が高速にリフレッシュされるので、スクロールや拡大/縮小などの操作も思いのままです。静止画(図形、グラフ表示、地図等)、漢字はもちろん動画(ゲーム等)、点字も含めたマルチ表示があらゆる場面で自由自在ですから、図形情報アクセスに新たな可能性を開きます。

パソコンの
操作支援ツールとして

図形学習
ツールとして

漢字(一般文字)学習
ツールとして

画像触読
ツールとして

アミューズメント
分野への応用



文章表示画面例



図形表示画面例



Web情報表示画面例



これで障害者の人権と社会 参加が期待できるのか

——「支援費制度」

苦情と不満の1年

笹川 吉彦

社会福祉基礎構造改革の名の下に、昭和20年以来継続されて来た我が国の社会福祉制度が抜本的に改革され、平成12年度からの介護保険制度に引き続き、平成15年度からは支援費制度がスタートした。

措置制度から障害者自身が自己選択し、事業者との間で対等の立場で契約を交わしサービスの提供を受けるというこの制度は、既に先進諸国では取り入れられ障害者の人権を保障し、社会参加を促進する制度として定着していることは、読者の皆様もご承知の通りである。果たして我が国ではどうだろうか。実施されて1年が経過したが、その評価は障害者団体によって様々である。特に視覚障害者の間からは「利用しにくくなった」

「措置制度の方が良かった」「制度があっても思うように利用出来ない」「行政と対等に話が出来る人はいいが、話が出来ない人は不利で個人差が大きすぎる」など数多くの不満や苦情が聞かれる。そこでその問題点を洗い出してみたい。なお、支援費制度には施設訓練等支援と居宅生活支援の2種があるが、今回は視覚障害者の多くが最も利用する居宅生活支援のうち、ホームヘルプ事業について紹介することにしたい。

この制度は、平成12年の社会福祉法、身体障害者福祉法の改正を機に導入されることになった制度である。

その主旨は実に理想的な理念で、その通り実施されれば障害者の将来はバラ色ということになるが、実際はそうはいかない。

いつも言われることだが、視覚障害者にとって何が一番不自由かと言えば、自由に行動が出来ないことと読み書きが不自由であることである。そしてもう1つ忘れてはならないことは、周囲の状況を的確に把握することが出来ないことから来る不安である。この「見えない」ということから来る基本的な問題は、残念ながら未だ解決していないと言ってもいい状況である。辛うじて行動の自由は昭和49年度から導入されたガイドヘルパー制度によって支えられては来たが……。

ところでこの支援費制度を利用するには、下記のような手続きが必要となる。まず地元の自治体に対し制度を利用するための申請を行なう。行政は申請に基づき家庭を訪問し、8項目にわたる勘案事項を調査し、適不適の判断をした上で該当するとなれば、支給量（1月何時間）を決定し受給者証を発行する。受給者証を受けた障害者は、サービス提供を行なう事業者を選択し、事業者との間で契約書を交わした後に必要なサービスを受けることになる。これまでは年に1回ガイドヘルパー事業実施機関に利用者としての登録をしておけば、後は電話連絡だけで済んでいた。全盲独り暮らしや夫婦全盲の家庭でこれだけの手続きをすることは容易ではない。また、支給量は前もって決めておくため、突発的なことで時間がオーバーした場合、変更手続きをしなければならず、その手続きを誰がするのか、そのままにしておけば全て自己負担となってしまう。だれしも前もっていつ頃どんな病気をするかなど予測出来る者はいないはずだ。

平成15年1月に厚生労働省が支援費制度の標準化を図るという方針を示したことから、障害者の反発を買い、連日厚生労働省に障害者が押し掛け、厚生労働大臣を缶詰にしたり、集会を開くなどの実力行使を行なったことは、大々的にマスコミが取り上げるところとなり、大きな混乱を招いた。その結果、厚生労働省では平成14年度の実績を基準として、例えば視覚障害者の場合一応の基準として月50時間程度とし、個々人の必要度によってそれに上乘せするという回答書を出した。それと同時に支援費制度の運営等について協議するための検討会を設置する、検討会の委員は障害者団体代表も含めるという回答書を出した。

この回答書に基づいて平成15年5月26日に第1回の障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会が厚生労働省内で開かれた。委員22名の内、障害者団体からは日盲連を含め8団体（1団体は親の会）で、その他行政から2団体、その他は学識経験者と事業者となっている。同検討会はこれまでに15回の会合を開き、支援費問題のみならず就労や住宅問題までもその対象とし、更に2月からは全身障害、視覚・聴覚障害、知的障害の3作業班が設置され、これまで検討会で出された問題点について煮詰めることになった。

日盲連では開始当初から平成16年度政府予算編成に間に合わせるため改善点を明確にするよう主張したが、他の障害者団体からは賛意が得られず総論から入ることになった。日盲連は第3回の検討会で意見発表の機会が与えられたので、それまでに日盲連に寄せられた意見や要望、更には苦情などを集約し、次の点の早期解決を要求した。

①申請手続きの簡素化と対応

手続きを簡素化するとともに、全盲独り暮らし、全盲夫婦など事務手続きの困難な家庭に対しては、誰が事務手続きをするのか明確にする。

②支給量の決定

支給量についてはある程度余裕をみて弾力的に運用出来るようにする。また、病気や怪我など予測出来ないものについては、別扱いとする。更に月単位になっている支給量を年間通じて調整出来るようにする。

③費用負担

費用負担については、あくまでも本人の所得のみを対象とする。支援費制度では、これまでのガイドヘルパー制度が費用負担は本人の所得となっていたものを、同居する配偶者、または子の最高納税額者の所得も対象とすることになった。理由はともあれ、こうなると障害者の権利は大きく阻害されることになる。つまりこれまでは障害者自身の意志で利用出来ていた制度が、家族の同意無くしては利用出来なくなるからである。しかも申請手続きをするのは家族ともなれば遠慮せざるをえなくなってしまう。重度視覚障害者、特に高齢になってからの失明者が日常生活を営む上で、いかに困難があるかは、実際にその状態に置かれた者でなければ分からない。何かにつけて、やむなく世話を掛ける家族に、気兼ねなく支援費制度の利用を求められる高齢視覚障害者が果たしてどれだけいるだろうか。この点はこれまでに比べ大きく後退したと言わざるをえない。

④単価の改善

ホームヘルプ事業の単価は、身体介護、日常生活支援につい

立ち読み版はここまでとなっております。

続きをお読みにになりたい場合には
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター
までお問い合わせください。

—— 次号（2004年6月 No.193）予告 ——

特集① 「盲人の時間」から「視覚障害者の皆さんへ」の40年

◎田中 徹二

特集② ケージーエス “C-SUN” スタディー・ツアー ◎榎松 武男
ルポ 英国の盲学校、職業課程とカレッジライフ

RNC (Royal National College for the Blind) に滞在して ◎笹田 三郎
先達に学び業績を知る 点字と信仰と愛に生きた 故・下澤仁先生

◎当山 啓

施設レポート 日本初の盲導犬訓練士学校開校 ◎中村 透

表紙写真：『点字毎日』創刊82年の特別展「点字毎日展」（右）とNHK
ラジオ「視覚障害者の皆さんへ」放送40周年を祝う会（左）。
永く視覚障害者への情報提供を担ってきた2大メディアの
祝賀で、前者は5月9日まで横浜にて開催、後者については
次号193号特集にて紹介。

月刊 視覚障害 —その研究と情報—

2004年5月 No.192

年間購読料 6,000円（送料とも）

発行日 2004年5月1日

編集人 高橋 実

（連絡先）社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター

〒167-0043 東京都杉並区上荻2丁目37番10号 Keiビル

TEL (03) 5310-5051 FAX (03) 5310-5053

<http://www.siencenter.or.jp/>

振替口座 00160-4-16103

発行人 障害者団体定期刊行物協会

〒157-0073 東京都世田谷区砧6丁目26番21号

印刷所 タナカ印刷株式会社

〒104-0031 東京都中央区京橋3丁目12番4号

TEL (03) 3567-2551 FAX (03) 3564-2920

★本誌は5媒体出版です。活字の他、点字・テープ・フロッピー・点字メール版、ともに同センターより発行しています。購読は年間で、点字・テープ半減速（1本）・フロッピー・点字メール版、いずれも6,000円、テープ普通速（2本）のみ7,200円です。